

神奈川県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無		有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						25	23	5				32					
14	100	横浜市	政策局男女共同参画推進課	1	1	1	1	横浜市男女共同参画推進条例	2001年3月28日	2001年4月1日	0	第5次横浜市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
14	130	川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室	1	2	1	1	男女平等かわさき条例	2001年6月29日	2001年10月1日	0	第4期川崎市男女平等推進行動計画(かわさきかがやきプラン)	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1		
14	150	相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	1	2	1	1	さがみはら男女共同参画推進条例	2004年3月26日	2004年4月1日	0	第3次さがみはら男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
14	201	横須賀市	人権・男女共同参画課	1	1	0	1	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例	2001年12月21日	2002年4月1日	0	第5次横須賀市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	203	平塚市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1				0	ひらつか男女共同参画プラン2017	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0		
14	204	鎌倉市	地域共生課	1	2	1	1	鎌倉市男女共同参画推進条例	2007年1月4日	2007年2月1日	0	かまくら21男女共同参画プラン(第2次)改訂版	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
14	205	藤沢市	人権男女共同平和国際課	1	2	1	1				0	ふじさわジェンダー平等プラン2030~藤沢市男女共同参画計画~	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
14	206	小田原市	人権・男女共同参画課	1	1	1	0				0	第2次おだわら男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2022年3月	1	0		
14	207	茅ヶ崎市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン	2016年1月 ~ 2023年3月	0	1		
14	208	逗子市	市民協働課	1	2	1	1				2	ずしし男女共同参画プラン2022	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1		
14	210	三浦市	市民協働課	1	2	1	1				0	第3次みうら男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0		
14	211	秦野市	市民相談人権課	1	2	1	1				0	第4期はだの男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
14	212	厚木市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第3次厚木市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1		
14	213	大和市	国際・男女共同参画課	1	2	1	1				2	第3次やまと男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
14	214	伊勢原市	人権・広聴相談課	1	2	1	1				0	第2次伊勢原市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	215	海老名市	市民相談課	1	2	1	1				0	第3次海老名市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	216	座間市	広聴人権課	1	2	1	1				0	ざま男女共同参画推進指針	2021年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	217	南足柄市	企画部市民協働課	1	1	1	1				0	みなみあしがら男女共同参画プラン(第5次)	2021年2月 ~ 2026年3月	1	1		
14	218	綾瀬市	市民活動推進課	1	2	0	0				0	第3次あやせ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1		
14	301	葉山町	町民健康課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランはやま(第4次)	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	321	寒川町	町民窓口課	1	2	1	1				0	第5次さむかわ男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	341	大磯町	町民課	1	2	1	0				0	第3次大磯町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	342	二宮町	地域政策課	1	2	1	0				0	第2次にのみや男女共同参画プラン改訂版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	361	中井町	地域防災課	1	2	0	1				0	中井町男女共同参画プラン改訂版	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1		
14	362	大井町	協働推進課	1	2	1	1				0	大井町男女共同参画プラン改訂版	2015年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
14	363	松田町	政策推進課 定住少子化担当室	1	2	0	0				0	松田町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
14	364	山北町	企画政策課	1	2	0	0				0	やまきた男女共同参画プラン改訂版	2019年3月 ~ 2029年3月	1	1		
14	366	開成町	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次かいせい男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
14	382	箱根町	企画観光部企画課	1	2	1	1				0	はこね男女共同参画推進プラン(第2次)	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
14	383	真鶴町	政策推進課	1	2	1	0				0	まなづる男女共同参画プラン改訂版	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
14	384	湯河原町	地域政策課	1	2	1	1				0					1	
14	401	愛川町	教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
14	402	清川村	生涯学習課	2	2	0	0				0	清川村男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			8							2	6	3	5	0	4	5	0
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050	045-862-3101	https://www.women.city.yokohama.jp/y/	○			○				○
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	232-0006	横浜市南区南太田1-7-20	045-714-5911	045-714-5912	https://www.women.city.yokohama.jp/m/	○			○				○
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南1-17-3	045-910-5700	045-910-5755	https://www.women.city.yokohama.jp/a/		○		○				○
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号	044-813-0808	044-813-0864	https://www.scrum21.or.jp/		○		○				○
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	ソレイユさがみ	252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと内	042-775-1775	042-775-1776	http://www.soleilsagami.jp/		○		○		○	○	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	デュオよこすか	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階	046-822-0804	046-822-0804	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/20130710dyuo.html		○	○				○	
14	203	平塚市															
14	204	鎌倉市															
14	205	藤沢市															
14	206	小田原市															
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	いこりあ	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414	0467-57-1666	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shisetsu_info/s_others/1002753.html		○	○				○	
14	208	逗子市															
14	210	三浦市															
14	211	秦野市															
14	212	厚木市															
14	213	大和市															
14	214	伊勢原市															
14	215	海老名市															
14	216	座間市															
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	なし	250-0105	神奈川県南足柄市関本591-1ヴェルミ3 3階	0465-73-8211	0465-70-1832	http://www.city.minamiashihara.kanagawa.jp./shisetsu/siminkatsudou/joseicenter.html		○	○				○	
14	218	綾瀬市															
14	301	葉山町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等					単 独	複 合	施設管理		事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
14	321	寒川町															
14	341	大磯町															
14	342	二宮町															
14	361	中井町															
14	362	大井町															
14	363	松田町															
14	364	山北町															
14	366	開成町															
14	382	箱根町															
14	383	真鶴町															
14	384	湯河原町															
14	401	愛川町															
14	402	清川村															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

神奈川県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主な事業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
8						8	7	8	8	2	3	4	1	4				
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	1988年9月10日	10	11	296,742	○	○	○	○	○		○		○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	2005年4月1日	4	3	97,084	○	○	○	○					○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	2005年10月29日	5	3	146,530	○	○	○	○			○				
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	1999年9月1日	7	12	20,763	○	○	○	○		○	○		○	一時保育事業	
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	2000年4月17日	6	13	27,254	○	○	○	○		○	○			登録団体への支援等	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	1995年7月1日	0	5	9,644	○	○	○	○		○					
14	203	平塚市																
14	204	鎌倉市																
14	205	藤沢市																
14	206	小田原市																
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	1998年3月1日	6	4	10,717	○	○	○	○	○		○	○		人権啓発事業	
14	208	逗子市																
14	210	三浦市																
14	211	秦野市																
14	212	厚木市																
14	213	大和市																
14	214	伊勢原市																
14	215	海老名市																
14	216	座間市																
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	1994年10月1日	3	9	30,187	○		○	○							
14	218	綾瀬市																
14	301	葉山町																
14	321	寒川町																
14	341	大磯町																
14	342	二宮町																
14	361	中井町																
14	362	大井町																
14	363	松田町																
14	364	山北町																
14	366	開成町																
14	382	箱根町																
14	383	真鶴町																
14	384	湯河原町																
14	401	愛川町																
14	402	清川村																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比率 (%)
			2			19	2	10.5	36	1	2.8	14	1	7.1	13	0	0.0	6,894	683	9.9
14	100	横浜市				1	1	100.0	4	0	0.0							2583	356	13.8
14	130	川崎市				1	0	0.0	3	0	0.0							606	39	6.4
14	150	相模原市	2000年7月6日	1	さがみはら男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	3	0	0.0							589	51	8.7
14	201	横須賀市				1	0	0.0	2	1	50.0							367	28	7.6
14	203	平塚市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	15	6.6
14	204	鎌倉市				1	0	0.0	2	0	0.0							181	23	12.7
14	205	藤沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							476	59	12.4
14	206	小田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							250	7	2.8
14	207	茅ヶ崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							135	10	7.4
14	208	逗子市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	12	15.6
14	210	三浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	7	13.0
14	211	秦野市				1	0	0.0	2	0	0.0							237	6	2.5
14	212	厚木市				1	0	0.0	2	0	0.0							216	9	4.2
14	213	大和市				1	0	0.0	2	0	0.0							153	14	9.2
14	214	伊勢原市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	7	6.9
14	215	海老名市				1	0	0.0	2	0	0.0							60	2	3.3
14	216	座間市				1	1	100.0	1	0	0.0							171	20	11.7
14	217	南足柄市				1	0	0.0	1	0	0.0							34	1	2.9
14	218	綾瀬市	2002年7月7日	2	綾瀬市男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	1	0	0.0							14	1	7.1
14	301	葉山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	4	14.3
14	321	寒川町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
14	341	大磯町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
14	342	二宮町										1	1	100.0	1	0	0.0	20	1	5.0
14	361	中井町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
14	362	大井町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	2	5.0
14	363	松田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
14	364	山北町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9
14	366	開成町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
14	382	箱根町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
14	383	真鶴町										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
14	384	湯河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
14	401	愛川町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
14	402	清川村										1	0	0.0	1	0	0.0	32	6	18.8

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

神奈川県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
									5	5	63	9	14.3	3	2	11	2	18.2							
	横浜市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	川崎市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	相模原市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	横須賀市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	平塚市								0	0	0	0		3	2	11	2	18.2							
	鎌倉市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	藤沢市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	小田原市								1	1	15	1	6.7	0	0	0	0								
	茅ヶ崎市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	逗子市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	三浦市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	秦野市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	厚木市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	大和市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	伊勢原市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	海老名市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	座間市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	南足柄市								1	1	10	1	10.0	0	0	0	0								
	綾瀬市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	葉山町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	寒川町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	大磯町								1	1	13	5	38.5	0	0	0	0								
	二宮町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	中井町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	大井町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	松田町								1	1	10	1	10.0	0	0	0	0								
	山北町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	開成町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	箱根町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	真鶴町								1	1	15	1	6.7	0	0	0	0								
	湯河原町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	愛川町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	清川村								0	0	0	0		0	0	0	0								

調査時点 調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過云に事例が無い							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過云に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
				1の合計	33	4	0	25		5			22	22	22	22	24	18
				2の合計	0	29	25	8		28			3	3	3	3	6	4
				3の合計	0		8	0		0			0	0	0	0	0	0
				4の合計	0								8	8	8	8	3	11
14100	横浜市	横浜市議員の氏の使用に関する取扱い要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、日頃職場で専ら使用する氏(通称)以下「旧姓等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 本市における旧姓等を使用できる行政文書等は次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、事務処理上支障が生じないもの (3) その他所長が認める軽微なもの	横浜市会	1	1	3	2		2			2	2	2	2	1	2	
14130	川崎市	川崎市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務所に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合に、必要な事項を定めるものとする。	川崎市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
14150	相模原市	相模原市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、市長任期に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行又は事務処理上著しい弊害や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の文書等) 第3条 職員の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (承認) 第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。 (申請) 第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市議員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市議員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。	相模原市議会	1	2	2	1		2			4	4	4	4	4	4	

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ー ド ド 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、休業期間は、次のうちどれか。	問4で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
14150	相模原市	(中止届) 第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2. 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。 (義務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に際し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 その他 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に際し必要な事項は、市長が定める。 附 則 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。																	
14201	横浜賀市	横浜賀市職員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、婚姻等の前の戸籍上の氏名及び姓(既婚者の運動部に記載している通称名(以下「旧姓等」という。))を職務での理由として使用することができる。2 職員は、別表に掲げる文書において旧姓等を使用することができる。	横浜賀市議会	1	2	2	1		横浜賀市議会会議規則第2条第2項、横浜賀市委員会規則第3条第2項 2 職員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明かして、あらかじめ議長に欠席を提出することができる。※委員会規則の場合は、議員一委員、議長一委員長となる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
14203	平塚市	平塚市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓をしようすることができる。	平塚市議会	1	2	3	2			2		4	4	4	4	2	4		
14204	鎌倉市	鎌倉市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鎌倉市議会	1	1	2	1	鎌倉市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のための会議に出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	4	
14205	藤沢市	藤沢市職員服務規程 第5条の2 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令、条例その他の規定に反するおそれなく、かつ、職務上又は事務処理上誤りや誤解を招くおそれのないものとして市長が認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏名を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。))を使用することができる。	藤沢市議会	1	2	3	2			2		4	4	4	4	4	4	4	

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
14 206	小田原市	1	小田原市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で法令又は条例の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上正しい解釈や混乱を招くおそれがないものとして掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿 (2) 産案表 (3) 事務分担表 (4) 名札 (5) 起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く) (6) 研究論文等の記名 (7) 報告書、事務引継書その他専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所長が判断するもの	小田原市議会	1	2	3	2		1		4	4	4	4	1	4	
14 207	茅ヶ崎市	1	茅ヶ崎市職員服務規程 第10条 職員は、婚姻、養子縁結その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、市長の承認を受けて、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することができる。	茅ヶ崎市議会	1	2	2	1	茅ヶ崎市議会議規則 (欠席又は遅参若しくは早退の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ることができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出席したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		2		1	1	1	1	1	1
14 208	逗子市	1	逗子市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用するものとする。	逗子市議会	1	1	2	1	逗子市議会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その旨及び理由を、開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のための会議に出席できないときは、出席予定日の3週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1. を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
コ ー ド 名	コ ー ド 名	コ ー ド 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
14	210	三浦市	2		三浦市議会	1	2	2	1		三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例			1	1	1	1	1	1	
				<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議会の会務等 次に掲げるものをいう。 ア 議会の定例会及び臨時会の会務 イ 三浦市議政委員会条例(昭和46年三浦市条例第19号)に基づき設置された委員会の会務 ウ 三浦市議会議員政治倫理条例(平成15年三浦市条例第13号)に基づき設置された審査会の会務 エ 三浦市議会会議規則第160条に規定する協議又は調整を行うための場 (2) 公土上の災害等 三浦市議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三浦市条例第15号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。 (3) 長期欠席 疾病その他の事由により、議会の会務を欠席した日(以下「欠席開始日」という。)から、同日後において議会の会務等に最初に出席した日(以下「復帰日」という。)の前日又は議員の職を離れた日(以下「職を離れた日」という。)までの期間(以下「欠席期間」という。)が90日を超える欠席をいう。</p> <p>(議員報酬の減額) 第3条 議員が長期欠席をしたときは、条例第2条の規定にかかわらず、同条によりその者が受けるべき議員報酬の月額を当該長期欠席をした月の翌日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる百分分の当該長期欠席した月における長期欠席の日数を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額をその月の翌月に支給する議員報酬月額から減額する。 (1) 欠席開始日から起算して90日を超え180日以下の期間 100分の30 (2) 欠席開始日から起算して180日を超え365日以下の期間 100分の40 (3) 欠席開始日から起算して365日を超える期間 100分の50 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額が、その減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。 3 任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はそれぞれ基準日前1月以内(任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していた者を除く。))であって、それぞれ基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。))において長期欠席があったものに支給される期末手当の額は、条例第1条各号に掲げる百分分のその期末手当減額対象期間における長期欠席の日数を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。</p>																
14	211	桑野市	2		桑野市議会	1	2	2	1		桑野市議会議員条例			2						
				<p>第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第9条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>																

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
14	212	厚木市	1	<p>厚木市議員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、議員が妊娠、養子縁組その他の事由(以下「妊娠等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き妊娠等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(旧姓使用の申請) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により、所属長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、所属長を経て当該議員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の取消し) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用が、職務上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に問われる旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を当該議員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の中止等) 第6条 旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用申請により、所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た議員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を申請することはできない。</p> <p>(責務) 第7条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、職員等に接触や混同を生じさせないよう努めなければならない。また、当該議員は、人事業務に当たり、事務処理上の混同が生じないよう前任の所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 2 所属長は、所属議員の旧姓使用に關し適正な運用が図られるよう努めなければならない。(他団体への職員派遣) 第8条 国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	厚木市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 市 町 村 区 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の制限について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
14	212 厚木市	別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例 基準 主な文書等の例 1 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を及ぼさないもの (1) 職員録 (2) 職員名札 (3) 事務分担表 (4) 産休表 (5) 名刺 2 起案文書 (1) 起案文書 (2) 再案文書 (3) 決裁文書 3 議員の権利及び義務に関する文書等のうち、容易に議員の同一性が確認できるもの (1) 出勤簿 (2) 休職届 (3) 時間外勤務等命令書 (4) 遺休日等変更届 (5) 特殊勤務命令書 (6) 育児休業承認請求書 (7) 部分休業承認請求書 (8) 欠勤届 (9) 職務専念義務免除申請書 (10) 営利企業等の従事許可申請書 (11) 深夜勤務、時間外勤務制限請求書 (12) 通勤届 (13) 住居届 (14) 扶養親族届 4 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、執事文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所長が認めるもの 別表第2(第2条関係) 旧姓を使用することができない文書等の基準及び例 基準 主な文書等の例 1 公権力の行使に関わるもの (1) 立入検査、徴税等の行政処分に関する文書 (2) その他議員の身分に基づいて行う行政行為に関する文書 2 議員の権利及び義務に関する文書等のうち、他の機関に与える影響が大きいもの (1) 投票等届に提出する文書 (2) 共済組合に提出する文書 (3) 銀行等に提出する文書 (4) 地方公務員退職準備基金等に提出する文書 (5) 職員派遣に関する文書 3 身分関係に関わる文書等で法令等に基づくもの (1) 身分証明書 (2) 届出書 (3) 分限、懲戒等の処分に関する文書 (4) 処分説明書 (5) 経歴書 4 その他 その他旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると所長が認めるもの	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間が、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
コ コ ロ シ ド	村	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
14	213	大和市	大和市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等によって氏を改めたり引き継ぎ給養等の氏(以下、「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、大和市職員職務規程(昭和59年訓令第7号)第56条に基づき履歴事項追加(変更)届により所属長を経て人事主管課長に旧姓使用を届け出なければならない。 (管理) 第3条 人事主管課長は、旧姓使用台帳(別記様式)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用できるのは、法令に反するおそれのないもので、職務遂行上又は事務処理上協解若しくは混乱を招くおそれのない次に掲げるものとする。 (1) 名札 (2) 出勤簿 (3) 休暇簿 (4) 市長名表彰状、感謝状 (5) 時間外勤務命令票、週休日の職務簿・休日交代指定簿・時間外勤務交代時間指定簿 (6) 起案文書 (7) 復命書 (8) 名刺 (9) 履歴事項追加(変更)届 (10) 住所簿 (11) 通勤簿 (12) 住居簿 (13) 家族状況報告書 (旧姓使用者の義務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するにあたっては、常に旧姓、職名等に混乱が生じないように努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、履歴事項追加(変更)届を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に關し必要な事項は、人事主管課長が別に定める。	大和市議会	1	2	2	1	大和市議会会議規則 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
14	214	伊勢原市	伊勢原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、妻子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めたり、従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	伊勢原市議会	1	2	2	1	伊勢原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
14	215	海老名市	海老名市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間に使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上善い協解の促進を図るおそれのない限り、旧姓を使用することができるものとする。	海老名市議会	1	2	2	1	海老名市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2					1	1	1	1	1	1
14	216	藤岡市	産間市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上善い協解又は混乱を招くおそれのない文章等について、旧姓等を使用することができる。	産間市議会	1	1	3	2			2				2	2	2	1	2	

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間が、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
コ コ ロ シ ド	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不平等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間が、次のうちどれか。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
14	217	南足柄市	2		南足柄市議会	1	2	2	1	南足柄市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、親族等の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		南足柄市議会議員の議員報酬当の特別に関する条例 第5条 次に掲げる理由により市議会の会議等を長期にわたり欠席したときは、第2条の規定に適用しない。 ①出産(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲に限る。	1	1	1	1	1	1	1	1
14	218	綾瀬市	1	綾瀬市職員旧姓等使用取扱要領 第2条 職員は、専ら職員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することのないものについては、旧姓等を使用することができる。	綾瀬市議会	1	2	2	1	綾瀬市議会会議規則(平成2年議会規則第1号) 第3条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
14	301	葉山町	1	葉山町職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、常勤勤務する葉山町職員(臨時契約職員、会計使用職員及び兼任用職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により戸籍上の氏を改めた後も、氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引継ぎ使用することについて必要な事項を定めるものとする。	葉山町議会	1	2	2	1	葉山町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため会議に出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
14	321	寒川町	1	寒川町職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用等) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町町令第2号)第9条に規定する履歷事項通知書受取用旧姓使用届(第1号様式)を添えて、所属長を経て人事担当課等の長に提出しなければならない。 2 人事担当課の長は、前項の規定により旧姓使用届(第1号様式)の提出を受けたときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員及び所属長に通知するものとする。 第3条 前条の規定により旧姓の使用を開始した職員(以下「旧姓使用者」という。)は、次の各号に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 市町村職員共済組合、市町村職員退職手当組合、銀行等外部の機関に対するものであって、戸籍上の氏名の使用が必要な場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用することが職務遂行又は事務処理上誤解又は混乱を生じさせるおそれがある場合	神奈川県寒川町議会	1	2	3	2			2			4	4	4	4	2	2	
14	341	大磯町	1	大磯町職員旧姓使用取扱要領 第3条 第1項 職員は、法令上又は外部との関係で事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用することができる。	大磯町議会	1	2	2	1	大磯町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	1	
14	342	二宮町	1	二宮町職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、二宮町職員定数条例(昭和32年二宮町条例第57号)第1条に規定する議員のうち、町長の事務総局に勤務する職員(新規に採用された職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	二宮町議会	1	2	2	1	二宮町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	2	4		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
				中井町旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	中井町議会	1	2	2	1	中井町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に於いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
				大井町旧姓使用取扱要綱 職員は、総務課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	大井町議会	1	2	2	1	大井町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に於いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
				松田町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用) 第2条 議員は、専ら議員の間で使用している文書等で法令又は条例の規定に反するおそれなく、職務上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招く恐れがないものとして別に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	松田町議会	1	2	2	1	松田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に於いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届出ることができる。	2						1	1	1	1	1	4
				山北町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、山北町職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が所属、実子縁組その他の事由(以下「候補等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き候補等の前の戸籍上の氏(以下「急性」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	山北町議会	1	2	3	2			2				4	4	4	4	2	4	
				開成町職員旧姓使用取扱要綱(平成26年開成町訓令第9号) 第2条第1項 議員は、専ら議員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することなく、かつ、職務遂行上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものについては、旧姓を使用することができる。	開成町議会	1	2	3	2			2				2	2	2	2	2	2	

都 道 区 府 市 町 村 特 区	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○を付けてください。					
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、産前産後の就業制限の期間よりも短い。可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、休前期間の明記はありますか。	問1で1. を選択した場合、休前期間の明記はありますか。	問1で1. を選択した場合、休前期間の明記はありますか。	問6で1. を選択した場合、休前期間の明記はありますか。						
コ ロ シ イ ド 名	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
14 382	箱根町	箱根町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長へ届けるところにより、職務遂行又は事務処理上名称や混同を招く恐れのないものについて、旧姓を使用することができる。	箱根町議会		2	2	1		箱根町議会議員の議員報酬等の特に関する条例 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに議長に届け出席を認めない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	1
14 383	真鶴町	真鶴町職員旧姓使用取扱要綱 真鶴町職員旧姓使用取扱要綱(平成24年真鶴町議会第7号)第1条「この要綱は、真鶴町の一般の職員(中助)が(中略)給等の前の氏を文章等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。」	真鶴町議会		2	2	1		真鶴町議会議員の議員報酬等の特に関する条例 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	4	
14 384	湯河原町		湯河原町議会		2	2	1		湯河原町議会議員の議員報酬等の特に関する条例 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は、14週間前)の日(当該出産の日後8週間)内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休前期間の明記はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、過去に事例がない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
14	401	愛川町	4		愛川町議会	1	2	2	1	愛川町議会会議規則 第3条第2号 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	
14	402	清川村	1	清川村議員の旧姓使用に関する要綱 (職名) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職名において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りでない。	清川村議会	1	2	2	1	清川村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されていま るか。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を行 っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 修(ハラスメント防止に関 するもの以外)を行ってい ますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場 合該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していること があればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	に1 関、 定すハ 等をラ を設 置して いる	す2 を議 員ラ 向ス 行メ ン 相 対 に 口 関	に3 関、 すハ 行ラ つ議 ス 員メ ン 向 け 研 修 止	4 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。				1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	
		0	2	7	4	0	0	0		2	4			7		
		0	5	7	0	0	0	0		8	15			25		
		0	1	19	0	0	2	0		23	0			1		
		33	25	0	0	0	0	1		0	14					
14	100	横浜	4	1	2					3	2			1	横浜市防災計画(震災対策編)、「風水害等対 策編」、「都市災害対策編」 救助・救命期(発災～3日):1 男女共同参画 センターの被害状況の把握に関すること 2 男 女共同参画センターに係る応急対策の立案及 び実施に関すること。 3 女性相談窓口の開設 に関すること 応急復旧期(4日～10日):1～2 同定 3 女 性相談窓口の設置・運営及び女性に係る諸問 題の把握に関すること。 復旧期(11日以降):1～3 同定 4 男女共 同参画センターの復興工場の契約に関するこ と。	
14	130	川崎	4	3	2					2	2			1	川崎市地域防災計画(震災対策編・風水害対 策編) 第1部 総則 第1章 計画の方針 第8節 男女共同参画の視点への配慮(市民文 化局人権・男女共同参画室、各施設等) 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大 した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性 に集中することなどの課題が明らかになってい る。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な 被害やニーズに対応するため、市では、地域防 災活動における女性の参画を推進するととも に、この計画のすべての事項を通じて、被災時 の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女 共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 に努めるものとする。	
14	150	相模原	4	4	1				各派代表者会議において、今後の 取組方針等を検討中	3	2			2	女性の政治参画講演会の開催	
14	201	横浜	4	4	1	1				3	2			2	横浜賀市議会議員政治倫理条例 第3条第2項 議員は、セクシュアル・ハラスメン ト、パワー・ハラスメント等の他社に精神的若しくは 身体的な害を及ぼし、又は人格若しくは尊厳 を害する行為をしてはならない。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定があるか。	2. 位置づけられていないか。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間定するハラスメント等が定められている。 す2. 議員のハラスメント防止に関する研修を行っている。 に3. 間定するハラスメント等が定められている。 す2. 議員のハラスメント防止に関する研修を行っている。	4. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
14	203 平塚市	4	4	3				3	4		1	<p>平塚市地域防災計画(地震・風水害) 避難所運営マニュアル(雛形)</p> <p>○平塚市地域防災計画(地震・風水害)</p> <p>第3章 平常時の対策</p> <p>第5節 避難対策 (今後の取組みの方向)</p> <p>2 避難所運営委員会の関係と避難所運営マニュアルの見直し【教育委員会、公営事業部】 避難所運営委員会の定例的開催を継続し、見直し、また、避難所運営マニュアルは、避難所が地域の支援拠点となることを認識のうえ、避難所運営委員会以外の者でも避難所を立上げ、運営できるようにややく整備することに努め、女性や要配慮者の視点による避難所運営や、津波を想定した上層部避難等必要な事項について、適宜見直しを実施します。</p> <p>第15節 自主防災組織等地域防災体制 (今後の取組みの方向)</p> <p>(2) 女性の防災活動者の育成と支援女性が防災活動を主体的に行えるよう、防災に関する知識をもつ女性の防災活動者の育成を図るための講習会等を開催するとともに、習得した知識・技術を地域で活用するための講座開催を行います。また、女性の防災活動者が行っている女性の視点も活かした様々な防災活動に対して支援を行います。</p> <p>第4章 災害時の応急対策</p> <p>第5節 避難対策 4 避難所の運営 (1) 避難所の運営 避難所の運営については、「避難所の段階的対応」に基づき、避難所管理者及び避難所総務職員、事務局、自主防災組織、ボランティア及び避難者等により避難所運営委員会を設置して行います。また、避難所の運営に当たっては、女性や要配慮者の参画、意見反映に努めるとともに、専門的な技術や能力を備えた地域住民等と連携するなど多様な人達と協力して運営を行います。</p> <p>なお、避難所運営委員会は避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営に努めます。</p> <p>(2) 避難所におけるプライバシー対策 避難所におけるプライバシー対策については、以下の点を考慮します。</p> <p>ア 女性の視点 イ プライベート空間の確保 ウ 個人情報保護等</p> <p>避難所運営マニュアル(雛形)</p> <p>第2章 「3 避難所の運営組織」 (1) 避難所の運営に係る協議決定機関として避難所運営委員会が設置されます。構成メンバーは概ね次のとおりで、運営委員会の委員長は自治会連合会正副会長若しくは自治会長から選任します。</p> <p>なお、過去の災害の教訓から、避難所運営に男女双方の視点を取り入れる必要があることから、避難所運営委員会構成員に女性が参画できるように、地域の状況に合わせてできるだけ配慮してください。</p> <p>第2章 「12 参考資料」 ●内閣府男女共同参画局 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」令和2年5月 https://www.gender.go.jp/policy/saiga/fukukou/guideline.html</p>	
14	204 鎌倉市	4	4	3				1	2		2		
14	205 鎌倉市	4	4	3				3	2		2		

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当節局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要となる場所の設置または提供がなされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	に1. 間、定するハラスメントを規定しているか。 2. 間、定するハラスメントを規定しているか。 3. 間、定するハラスメントを規定しているか。 4. その他		1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
14	206	小田原市	4	4	2			3	1		小田原市議会議員の通称の使用に関する規定(趣旨) 第1条 この規定は、議員が議員氏名として本名(戸籍簿本に記載された氏名をいう。以下も同じ。)に代えて通称(本名以外の呼称であるに代わるものとして広く通用しているもの(当該議員が市議会議員選挙において公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の認定を受けたものに限る。)をいう。以下同じ。)を使用することにより必要な事項を定めるものとする。 (通称の使用) 第2条 議員は、議員の許可を受けたときは、議員氏名として通称を使用することができる。 (使用の手続) 第3条 前条の許可を受けようとする者は、市議会議員選挙の日の翌日から起算して5日以内に、通称使用申請書により議長に申請しなければならぬ。 2 議長は、前項の規定による申請があったときは、代表者会議において協議をした上で、許可又は不許可の決定をすものとす。	2
14	207	茅ヶ崎市	4	2	3			2	2		代表者とは別に、男女別の更衣室を設けている。	2
14	208	鎌倉市	4	4	3			3	2			2
14	210	三浦市	4	4	3			3	4		三浦市避難所運営マニュアル 12 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 (1)市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参加に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。 (2)市は、「三浦市避難所運営マニュアル」を参考に、女性用トイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生活用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めます。	1
14	211	桑野市	4	4	1	1		2	1		桑野市議会の先例・申し合わせ 第19 議員の通称名等の使用 1. 議員の氏名は、本名を用いることとするが、本名に代えて通称又は略称等の他の呼称(以下「通称名等」という)を議員の許可により、その任期中、使用することができる。	2
14	212	厚木市	4	4	3			3	2			2
14	213	大和市	4	2	3			3	4			2
14	214	伊勢原市	4	4	1		3	2	2		伊勢原市地域防災計画 ・施設管理の被害調査及び応急対応に関する事 ・災害時の交通安全対策及び防犯対策に関する事 ・外国人対策や、市民の相談に関する事 ・広域火災に関する事 ・各団体の応援に関する事 ・災害応急対策に必要な特命事項に関する事	1
14	215	海老名市	4	4	3			3	2			2
14	219	鎌倉市	4	4	3			3	4			2

都 市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当館長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17					
府 町 村	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12で、1.を選択した場合当該部分の案文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合当該部分の案文(本文)を記入してください。	問17					
県 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 1. 間定するハラスメントを規定している 2. 2. 間定するハラスメントを規定している 3. 3. 間定するハラスメントを規定している 4. 4. 間定するハラスメントを規定している	1. 1. 間定するハラスメントを規定している 2. 2. 間定するハラスメントを規定している 3. 3. 間定するハラスメントを規定している 4. 4. 間定するハラスメントを規定している	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。							
コ 村				その他内容									1. 位置づけられた規程がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合当該部分の規定を記入してください。
ド 名														
14 217	南足柄市	4	2	2			2	2				1	南足柄市防災アクションプラン 帰宅困難者が発生した場合「女性センター」が帰宅困難者の一時滞在施設	
14 218	綾瀬市	4	4	3			3	4				2		
14 301	葉山町	4	4	3			3	1				2	葉山町議会議員の選称使用に関する要綱 (選称の使用) 第2条 選称は、当該議員が町議会議員選挙において公職選挙法施行令(昭和25年政令第69号)第9号第5項において使用する第9号第5項の認定を受けたものに限り、使用できるものとする。	
14 321	寒川町	4	4	1	1		3	2				2	寒川町議会議員の政治倫理規定 第3条第1項第1号 議員は、その地位を利用してかたる食品の提供をしてはならない。 第4号 議員は、常に町民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用して不正にその影響力を行使してはならない。 第6号 議員は、町職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働きかけをしてはならない。 第7号 議員は、町職員に嫌がらせ、恫喝、強要その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	
14 341	水郷町	4	4	3			3	2				2		
14 342	三笠町	4	2	3			3	4				2		
14 351	甲斐町	4	4	1		3		4				議員研修		
14 352	大井町	4	4	3			3	4				2		
14 353	松田町	4	4	3			3	4				2		
14 364	山北町	4	4	3			3	1				2	山北町議会議員選称名使用取扱要綱 (選称名等の使用) 第2条 議員は、あらかじめ議長に届け出て次に掲げる事項を決定し、選称又は旧姓等の姓の用字の氏(以下「選称名等」という。)を使用することができる。	
14 388	開成町	4	2	2			2	4				2		
14 382	箱根町	4	1	1	1		3	2				2		
14 393	真鶴町	4	4	2			2	4				2		
14 384	湯河原町	4	4	3			3	4				2		
14 401	東川町	4	4	3			3	4				3		
14 402	清川村	4	4	2			2	4				1	清川村地域防災計画 (3) 避難所の運営管理 ウ 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。 また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び炊事場の工業、生活用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。	